

2016 庄原市補助金ガイド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助制度があります。その中から主なものを紹介します。
補助制度には採択要件があり、申請期限の早いものや予算が限られるものもあります。詳しくは担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。



就業・定住・起業支援

若者就業奨励金

庄原いちばん基本計画の「にぎわいと活力」のいちばんづくりとして、若者の定住促進を図るため、若者を雇用した雇用主、あとつぎになった若者、起業した若者を応援する奨励金を交付します。

①雇用促進奨励金

■対象者

市内に居住する若者（満40歳以下。以下同じ）を雇用した雇用主

■補助額

対象となる若者を雇用開始した日から6カ月後に、雇用一人当たり10万円

ら6カ月後に、雇用一人当たり10万円

②あとつぎ促進奨励金

■対象者

定住する若者であつて、あとつぎとなった者

■補助額

あとつぎ認定後に一人当たり10万円

③起業促進奨励金

■対象者

定住する若者であつて、起業した者

■補助額

起業後、一人当たり10万円

いちばんづくり課定住推進係
☎0824・73・1257

転入定住者起業補助金

定住促進を図るため、市内で起業しようとする転入定住者（転入日前1年間に本市に住民登録の実績がない方で、永住の意思をもって本市に転入した方）に対し、補助金を交付します。

■対象者

平成25年4月1日以降に転入し転入日から概ね1年以内に起業しようとする者で、起業の活動拠点が市内にあること。

■対象事業

広島県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種

■対象経費

施設、設備の整備に要する経費、商品の試作や実験販売などに要する経費など

■補助額

対象経費の1/3で限度額は1起業当たり200万円

申請期限 6月30日

いちばんづくり課定住推進係
☎0824・73・1257

転入定住者住宅取得および改修補助金

■対象者

次の項目のすべてに該当する平成25年4月1日以降の転入定住者。

○転入日または事業の認定をした日の

農業・畜産業支援

がんばる農業支援事業補助金

「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

■対象事業

- ①他の補助事業の対象とならない農畜産物生産に直接必要な機械施設の整備事業。（中古農機具などは、業者の見積書を添付するものが対象）
- ②高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費および加工する機械・施設の整備事業
- ③家畜自給粗飼料生産にかかわる農機具などの整備事業

■補助額

- ①一般型 対象事業費の3分の1以内で、上限額30万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。
- ②認定農業者型 農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

■対象経費

- ①一般型 対象事業費の3分の1以内で、上限額30万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。
- ②認定農業者型 農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

■補助額

- ①一般型 対象事業費の3分の1以内で、上限額30万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。
- ②認定農業者型 農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。

①多面的機能支払交付金

農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設などの保全、農村環境の向上および農業用施設の長寿命化を図る共同取り組み組織を支援します。

■交付額

対象農用地面積10アール当たり最大9200円（水田の場合）。

②中山間地域等直接支払交付金（第4期対策）

農業の生産条件が不利な中山間地域などで、農業生産活動の継続的な実施を図る集落を支援します。

■交付額

対象農用地面積10アール当たり最大2万1千円（水田の場合）。ただし、活動要件によっては8割の単価を適用。

③環境保全型農業直接支払交付金

環境保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図って、いくことを目的に、化学肥料・化学合成農薬を地域慣行レベルから5割低減する取り組みとセットで、緑肥の作付け、堆肥の施用などを行う団体を支援します。

■交付額

取り組みを行う農用地面積10アール当たり最大8千円

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

いづれか早い日から起算して1年以内に、補助対象事業を完了すること。
○本市に永住し、自治振興区および自治会活動に参加することを誓約すること。
○事業完了報告書を提出する日までに転入していること。
※補助金交付の対象となる住宅が共有の場合は、共有者の内一人が補助対象者となります。
■対象事業 新築・購入・改修
※改修は、本人または2親等以内が所有する物件とします。
■補助金額 ※新規購入と改修は併用可能
◇新築・新規購入 上限100万円（費用の10%以内）
◇改修 上限50万円（費用の20%以内）
◇加算 子育て中の世帯は、同居する子どもの人数に応じて加算
18歳未満1人 5万円
18歳未満2人以上 10万円
■ ouchibanづくり課定住推進係
☎0824・73・1257

まちづくり支援

まちづくり応援補助金

庄原市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、協働の担い手である市民活動団体が行う公益的なまちづくり活

動に対し補助金を交付します。

■対象団体

・市内に活動拠点があり、かつ市内で活動を行い、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体
・市内に在住し、勤務し、または在学する者5人以上で構成される団体
・庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

■対象経費

市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に係る費用

■補助額

①まちづくりアシスト補助金 補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたものの5分の4以内で上限100万円（同一年度内1団体につき1回限り）

②学生チャレンジ補助金

（対象は、団体の構成員の概ね7割以上が学生の場合のみ）

■補助額

対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたもので上限30万円（同一年度内1団体につき1回限り）

③まちづくり人材育成補助金

一人につき補助対象経費の2分の1以内で上限5万円（同一年度内1団体につき2人まで）

■申請期限

6月30日

■ ouchibanづくり課定住推進係

☎0824・73・1209

☎0824・73・1209

比婆牛ブランド化促進事業

比婆牛ブランド化を推進するため、繁殖母牛群の造成に取り組み農家や比婆牛素牛の肥育に取り組み農家などに助成金を交付します。

対象事業

①あづま蔓・自家保留助成金 1頭につき5万円

②あづま蔓・比婆牛素牛造成 人工授精・受胎卵移植助成金 1受胎につき1万円

③比婆牛素牛導入助成金 1頭につき10万円

〇 農業振興課畜産振興係 0824・73・1227

家畜飼養施設増改築等支援事業

市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎の新築・増改築、既存施設の取得を行う場合に、対象経費の3分の1以内で補助します。取り組み内容で上限が異なります。

〇 農業振興課畜産振興係 0824・73・1227

地域材活用

地域木材住宅建築普及奨励金

市内で地域木材を使用した住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

対象住宅

〇二戸建ての木造住宅

〇主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること

※現地調査による確認を実施します。

奨励金

地域材の使用量・奨励金の額

2㎡以上5㎡未満 10万円

5㎡以上10㎡未満 20万円

10㎡以上20㎡未満 40万円

20㎡以上 60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

〇 林業振興課林業振興係 0824・73・1124

ペレットストーブ等購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブ・薪ストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。

対象経費

ストーブ・ボイラー本体の購入、設置・配管に係る直接的経費。

補助額

ペレットストーブおよび薪ストーブは対象経費の3分の1で、上限は12万円。

ペレットボイラーは対象経費の3分の1で、上限は50万円。

〇 林業振興課管理係 0824・73・1137

店舗活用・地域活性化支援

最寄り買い店舗改装支援補助金

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗などの改装費を一部補助します。

補助額

改装費の2分の1以内で上限50万円。

〇 商工観光課商工振興係 0824・73・1178

まちなか活性化補助金

にぎわいの場の創出につながる、空き店舗などの改装などに対し、支援を行います。対象地区は、各地域の中心となる地域、庄原都市計画区域の用途地域（工業地域を除く）。

①空き店舗等活用創業支援事業・店舗改装支援事業

借上料補助

小売業、一般飲食店などを新たに創業する場合や老朽化した店舗を改装する場合、店舗の改装費と借上料の一部を補助します。（借上料は新たに創業した場合に限る）

借上料補助

借上料の2分の1以内で、上限は月額4万円。（2年以内）

〇 改装費補助

改装費補助

改装費の3分の1以内で、上限は50万円。

〇 0824・73・1172

②まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベントの事業費を一部補助します。

事業費補助

対象経費の2分の1以内で、上限は40万円。同年度内で、1団体につき1回限り。

〇 商工観光課商工振興係 0824・73・1178

生活環境改善

建築物土砂災害対策改修工事補助金

土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う、外壁などの改修や塀などの設置工事に対して補助金を交付します。

対象建築物

特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する住宅および居室を有する建築物

補助額

対象工事費の23%で上限は75万9千円。

〇 都市整備課管理係 0824・73・1172

老朽危険建築物除却促進事業補助金

近隣や道路に被害を与えるおそれのある老朽化した危険な空き家の除却工事に対して補助金を交付します。

補助対象

補助金

事業に要する経費と、市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。

ただし、条件を満たす農林施設災害復旧工事については62・5%を乗じた額。

1カ所当たりの上限額は37万5千円。

〇 林業振興課管理係 0824・73・1137

補助金利用の注意点

1 利用したい補助事業があれば、お早めに担当課へお問い合わせください。申請期限が早いものや、限られた予算の範囲内で交付されるものがあります。

2 補助金は、着手（工事・購入）前に申請することが原則です。ただし、事業によっては申請できるものもありますので、着手する前に必ず担当課で確認してください。

3 経費が補助対象になっているか確認し、経費の見積書はできるだけ細かくとりましょ。また、補助金は事業が完了してから支払うこととなりますので、立て替え払いが必要になります。

対象住宅

〇二戸建ての木造住宅

〇主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること

※現地調査による確認を実施します。

奨励金

地域材の使用量・奨励金の額

2㎡以上5㎡未満 10万円

5㎡以上10㎡未満 20万円

10㎡以上20㎡未満 40万円

20㎡以上 60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

〇 林業振興課林業振興係 0824・73・1124

ペレットストーブ等購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブ・薪ストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。

対象経費

ストーブ・ボイラー本体の購入、設置・配管に係る直接的経費。

補助額

ペレットストーブおよび薪ストーブは対象経費の3分の1で、上限は12万円。

ペレットボイラーは対象経費の3分の1で、上限は50万円。

〇 林業振興課管理係 0824・73・1137

市内で地域木材を使用した住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

補助額

ペレットストーブおよび薪ストーブは対象経費の3分の1で、上限は12万円。

ペレットボイラーは対象経費の3分の1で、上限は50万円。

〇 林業振興課管理係 0824・73・1137

現在使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの

補助対象者

・対象建築物の所有者または相続人

・対象建築物がある土地の所有者または相続人

補助額

対象経費額の3分の1で、上限は30万円。

〇 都市整備課管理係 0824・73・1172

飲料水供給施設整備費補助金

飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付します。

対象者

庄原市水道事業計画給水区域および簡易水道計画給水区域内の給水可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

補助額

対象経費（ボーリング・掘削にかかる経費）の2分の1以内で、上限は40万円（共同設置分を除く）。

〇 環境政策課環境政策係 0824・72・1398

生活道整備補助金

生活道の改良または舗装に対して補助金を交付します。申請期限は5月31日。

〇 補助額

〇 補助額

〇 補助額

〇 補助額

〇 補助額

〇 補助額

〇 補助額

〇 補助額